

## オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和3年9月1日）

府省名	国土交通省
対象事業名	建築確認等

## 1. 対象手続一覧

手続ID	手続名	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
31189	建築確認	1 申請等	6 民間事業者等	4-2 独立行政法人等又は地方等	569,269 件	69,531 件	12%	50%	令和7年度末
36191	中間検査	1 申請等	6 民間事業者等	4-2 独立行政法人等又は地方等					
36192	完了検査	1 申請等	6 民間事業者等	4-2 独立行政法人等又は地方等					

31598	建築の際の届出	1 申請等	6 民間事業者等	3 地方等					
36261	設計等の業務の報告書の提出	1 申請等	6 民間事業者等	3 地方等	80,074 件	3,565 件	4%		
31204 31262	建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告	1 申請等	国民等、民間事業者等	地方等	1,075,230	0 件	0%	40%	令和 7 年度末
31499	構造方法等の認定	1 申請等			3,452 件		38%	80%	令和 4 年度末

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

## 2. 対象事業の概要

### 建築確認、中間検査、完了検査、建築の際の届出、設計等の業務の報告書

建築物を建築しようとする場合、建築主は指定確認検査機関等の審査機関に対して、工事着手前にその計画が建築基準関係規定に適合するものであることの確認（建築確認）を受け、また、建築主事に対して建築物を建築しようとする旨を届け出る（建築の際の届出）。工事着手後は、特定の工程が終わった段階、工事が完了した段階でその建築物が基準に適合しているかの検査（中間検査、完了検査）を受ける。また、設計や建築確認手続き等については、建築士が建築士事務所に所属して行うこととなるが、当該事務所の開設者はその受注した設計等の業務に関する報告（設計等の業務の報告書）を、毎事業年度経過後に都道府県知事に提出する。

### 建築設備及び昇降機等の定期検査報告制度

その使用開始後の適法性の確保を図るため、建築設備や昇降機等の所有者が、地方公共団体が定める期間（1年）ごとに、当該設備を有資格者（建築士又は検査員資格者等）に検査させ、その結果を特定行政庁（地方公共団体）へ報告するもの。

### 構造方法等の認定

特殊な構造方法や建築材料等について、その性能が建築基準法に適合していることを国土交通大臣が認定するもの。民間事業者等は、認定を受けようとする構造方法等について、国土交通大臣に構造方法等の認定を申請し、国土交通省での審査を経て、民間事業者等に認定書が交付される。

### 3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

#### 建築確認、中間検査、完了検査、建築の際の届出、設計等の業務の報告書

建築確認申請件数約 57 万件のうち、約 7 万件（約 12%）がオンライン申請（令和元年度）。

#### 建築設備及び昇降機等の定期検査報告制度

特定行政庁や関係機関との意見交換やデジタル化の試行を踏まえつつ、令和 2 年度中を目途に早期対応可能なオンライン化（電子書面送付システムやメール）について検討を進め、令和 3 年度から順次開始。

令和 3 年度における上記デジタル化手法の活用状況や課題等を踏まえ、他のデジタル化手法（入力システム等）についても引き続き検討を行い、令和 4 年度以降に順次反映する。

#### 構造方法等の認定

令和元年度からオンライン申請手続きを開始し、認定申請約 3,500 件のうち、約 4 割がオンライン申請（令和元年度）。

#### 添付書類の削減・オンライン化

- ・ 基準への適合状況に必要な最低限の書類を省令で定めている。また、添付図書のオンライン提出は可能。
- ・ 大臣認定の内容に関するデータベースを整備し、指定確認検査機関等がデータベースをオンラインで照会できるシステムを整備しており、確認申請時には認定番号を設計図書等に明示すれば、認定書の提出は不要としている。

#### 押印レス

- ・ 令和 2 年 1 2 月に省令を改正し、民間主体が提出する申請書に求められる押印はすべて廃止した。

#### 手数料のキャッシュレス化

- ・現在は、振込、収入印紙等による支払。(収入印紙によるものも、キャッシュレス化予定)

※建築確認申請の9割以上を民間の指定確認検査機関が担っており、各指定確認検査機関にとっては、利用者に対するより良いサービスを提供することが顧客獲得につながることから、支払い手段についても、各機関の方針に沿って設定している。

#### 書類郵送の必要性

- ・原則書類郵送は不要だが、手数料納付を収入印紙で行うものについては、別途収入印紙を張り付けた申請書の郵送を求めている。(手数料のキャッシュレス化予定に伴い、書類郵送についても廃止予定。)

#### オンラインによる質問

- ・チャットによる相談対応を行っているが、建築確認の申請者を対象としたアンケートでは、「受付（窓口）担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。」を選択した方が多く、今後の改善が必要

#### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建築確認</li><li>・ 中間検査</li><li>・ 完了検査</li><li>・ 建築の際の届出</li><li>・ <u>設計等の業務の報告書</u></li></ul>
各手続の概要	<p><b>【概要】</b></p> <p>建築物を建築しようとする場合、建築主は指定確認検査機関等の審査機関に対して、工事着手前にその計画が建築基準関係規定に適合するものであることの確認を受ける。また、建築主事に対して建築物を建築しようとする旨を届け出る。工事着手後は、特定の工程が終わった段階、工事が完了した段階でその建築物が基準に適合しているかの検査を受ける。</p> <p>また、設計や建築確認手続き等については、建築士が建築士事務所に所属して行うこととなるが、当該事務所の開設者はその受注した設計等の業務に関する報告（設計等の業務の報告書）を、毎事業年度経過後に都道府県知事に提出する。</p> <p>なお、確認検査制度は、平成 10 年の建築基準法改正（平成 11 年施行）によって、地方公共団体による対応だけでなく民間の指定確認検査機関にも開放されている。結果として、近年では建築確認申請の 9 割以上を民間の指定確認検査機関が担っている現状があり、各指定確認検査機関にとっては、利用者に対するより良いサービスを提供することが顧客獲得につながることから、オンライン申請への対応も含め、各機関の方針に沿ってサービスの向上に取り組んでいる。</p>

	<p><b>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</b></p> <p>年間手続件数　　：約 57 万件（令和元年度）</p> <p>オンライン利用率：2.3%（平成 27 年度）、3.7%（平成 28 年度）、5.9%（平成 29 年度）、8.2%（平成 30 年度）、12.2%（令和元年度）、●%（令和 2 年度）</p>
<p>オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考え 方 （主要な手 続について 目標設定）※</p>	<p><b>【目標】</b></p> <p>オンライン利用率 50%　（建築確認の申請）</p> <p><u>オンライン利用率 = (システム申請件数 + メール申請件数) / 全申請件数</u></p>
	<p><b>【取組期間（達成期限）】</b></p> <p>・令和 7 年度末まで</p>

調査中の場  
合でも想定  
目標値を記  
載

**【目標・期間設定の考え方】**

- 5年後に中程度のフェーズの中位程度（オンライン利用率 50%）を目指すことを目標とする。その考え方は以下のとおり。
- ・現時点では初期のフェーズ（オンライン利用率 8%）にある。
  - ・現在、審査側については、建築確認申請の 9 割以上を民間の指定確認検査機関が受け付けており、中でも年間 1 万件以上の申請を受け付ける大規模な指定確認検査機関が電子申請受付実績の大半を占めている。申請側については、大手戸建分譲事業者が電子申請を行う一方、高齢化が進み電子化対応が遅れる中小事業者による電子申請は低調に推移している。
  - ・こうした現状を踏まえ、審査側に対しては、中小の指定確認検査機関での電子申請受付・審査環境の整備を促進する。申請側については、申請書類の押印廃止等オンライン申請の負担軽減を図り利用を促進する。



オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン①	課題	オンライン申請を受け付けることができる審査機関が限られており、オンライン申請の受付体制が整っていない。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和5年度末までに、オンライン申請を受け付ける指定確認検査機関を5割とする。 ※令和2年11月末時点で、オンライン申請に対応できる機関：29機関（22%）
		【KPIの定義】 オンライン申請を受け付けることができる指定確認検査機関の割合
	アクション プラン a	【取組内容】省令改正により様式から押印を廃止する。
		【取組期限（期間）】令和2年中
	アクション プラン b	【取組内容】独自にオンライン申請システムを開発することが難しい指定確認検査機関等に対するオンライン申請システムの活用への支援
		【取組期限（期間）】令和元年度～令和3年度
	アクション プラン c	【取組内容】新たにオンライン申請を受け付ける審査機関を対象に審査技術を向上できるよう、審査機関を対象とした、オンライン申請対応に関する講習会の開催。さらに、オンライン申請が可能である審査機関名を国土交通省ホームページで定期的に公表するとともに、申請者側に対してもオンライン申請の利用にあたってのポイントをまとめたリーフレット等を作成・周知するなど、利用促進策を実施。
【取組期限（期間）】令和3年度～		

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン②	課題	紙による申請や、保存期間中に電子的に申請図書の完全性を確保する煩雑さなどから、建築確認の申請書類について紙での保存を選択する審査機関が多い。
	中間 KPI	【目標】 令和5年度末までに、電子的にデータを保存する指定確認検査機関を5割とする。
		【KPI の定義】 電子的にデータを保存する指定確認検査機関の割合
	アクション プラン a	【取組内容】 建築確認の申請書類データの長期保存時に求められるタイムスタンプの運用見直し（技術的助言の発出）
【取組期限（期間）】 令和2年度中		

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン③	課題	<p>窓口で手続きを行う場合と比べて、オンラインで手続きを行うことの利便性が低い場合がある。</p> <p>申請者を対象としたアンケートでは、書面での申請を行う理由として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「直接申請しに行くほうが、処理が速いケースがあるから。」を選択した方が約3割</li> <li>・「受付（窓口）担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。」を選択した方が約2割</li> </ul> <p>また、電子申請システムの改善要望として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「オンラインでの相談窓口機能の充実」を選択した方が約4割</li> </ul> <p>となっている。</p>
	中間 KPI	<p><b>【目標】</b> 令和5年度末までに、申請者を対象としたアンケート調査で「直接申請しに行くほうが、処理が速いケースがあるから。」「受付（窓口）担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。」を選択する割合の合計を3割とする。</p> <p><b>【KPI の定義】</b> 申請者を対象としたアンケートで「直接申請しに行くほうが、処理が速いケースがあるから。」を選択した割合と「受付（窓口）担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。」を選択した割合の合計</p>
	アクション プラン a	<p><b>【取組内容】</b> 審査機関を対象とし、チャットによる相談対応や電子申請の処理を迅速に行っている事例を紹介する講習会の開催。</p>
		<p><b>【取組期限（期間）】</b> 令和3年度～</p>
	アクション プラン b	<p><b>【取組内容】</b> 審査機関を対象とし、申請者から要望の多い機能を既の実装している事例を紹介する講習会の開催</p>
		<p><b>【取組期限（期間）】</b> 令和3年度～</p>

<4-2>

<p>手続名</p>	<p>建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告</p>
<p>各手続の概要</p>	<p><b>【概要】</b>                  建築設備及び昇降機等の定期検査報告制度は、その使用開始後の適法性の確保を図るため、建築設備や昇降機等の所有者が、地方公共団体が定める期間（1年）ごとに、当該設備を有資格者（建築士又は検査員資格者等）に検査させ、その結果を特定行政庁（地方公共団体）へ報告するもの。</p> <p><b>【年間手続件数（令和元年度）、オンライン利用率（令和元年度を含む過去5年間）】</b>                  ・建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告：1,075,230件（うち、オンライン利用率0%）</p>
<p>オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方</p>	<p><b>【目標】（目標にするオンライン利用率の定義も明記）</b>                  オンライン利用率40%（建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告）  <math display="block">\text{オンライン利用率} = \frac{\text{システム申請件数} + \text{メール申請件数}}{\text{全申請件数}}</math></p> <p><b>【取組期間（達成期限）】</b>                  令和7年度末</p>
<p>オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方（主要な手続について目標設定）※</p>	<p><b>【目標・期間設定の考え方】</b>                  5年後に中程度のフェーズの中位程度（オンライン利用率40%）を目指すことを目標とする。その考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では初期のフェーズ（オンライン利用率0%）にある。</li> <li>・現在、報告の受け手である特定行政庁側の規模にばらつきがあり、報告する側（所有者・検査者）についても大企業だけではなく中小企業や個人の場合があるなど規模にばらつきがあるため、オンライン化の普及には一定の時間を要すると思われる。</li> <li>・これに対し、令和3年度から、早期対応可能なオンライン化（電子書面送付システムやメール）を順次開始し、早期の普及を目指す。</li> </ul>

調査中の場合でも想定目標値を記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>また、早期対応可能なオンライン化の活用状況や課題等を踏まえ、ホームページ（ウェブ）でのフォーム入力を含め、他のデジタル化手法の検討及び必要に応じシステム構築を行い、令和7年度までに一定規模以上の企業や大都市圏の特定行政庁を中心に普及を図る。</li> </ul>	
オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン①	課題	特定行政庁において、オンラインによる定期報告を受け付ける体制となっていない（オンラインでの報告の実績、ノウハウがほとんどないため、特定行政庁において、オンライン化による定期報告のための体制の整備、業務フローの整理・共有がなされていない。また、特定行政庁が追加様式の提出を求めていることがある。）
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和5年度中に、特定行政庁（建築基準法第97条の2設置市を除く。以下同じ。）のうち、オンラインによる定期報告が可能な特定行政庁の割合を20%とする。
		【KPIの定義】 オンラインによる定期報告が可能な特定行政庁の割合 $= (\text{オンラインによる定期報告を認める特定行政庁数}) / (\text{特定行政庁数})$
	アクションプラン a	【取組内容】 省令改正により様式から押印を廃止する。
		【取組期限（期間）】 令和2年中
	アクションプラン b	【取組内容】 早期に対応可能なオンライン化（電子書面送付システムやメール）による試行を行い、その結果を踏まえ、以下の内容を特定行政庁に通知し、オンラインによる定期報告を受け付ける体制整備を促す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインによる定期報告を可能とし、促進すること</li> <li>電子書面送付システムやメール等による報告方法及び留意点（電子書面の保存方法や閲覧方法） 等</li> </ul> 【取組期限（期間）】 令和2年度に試行、令和2年度中に通知
アクションプラン c	【取組内容】 特定行政庁及び関係団体等へのヒアリングを通じて、特定行政庁が求めている追加様式がオンライン化の支障となっているか否かを把握し、支障となっている場合は特定行政庁との調整のもと共通のひな型を検討し、共有する。	

		【取組期限（期間）】令和3年度に追加様式がオンライン化の支障となっているかをヒアリングで把握、支障となっている場合には、令和3年度中に共通のひな型を作成
	アクションプランd	【取組内容】早期に対応可能なオンライン化の活用状況の確認や他のデジタル化手法の活用に向けた条件整理を行うため、特定行政庁及び関係団体等にヒアリングを行い、課題等を把握する。 【取組期限（期間）】令和3年度
	アクションプランe	【取組内容】令和3年度から順次開始する早期対応可能なオンライン化の活用状況や課題等を踏まえ、ホームページ（ウェブ）でのフォーム入力を含め、他のデジタル化手法の検討及び必要に応じシステム構築を行う。 【取組期限（期間）】令和4年度～令和6年度
オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン② ※オンライン化未実施の場合は、オンライン化に向けた課題とアクション	課題	オンラインでの報告の実績、ノウハウがほとんどないため、所有者・検査者において、オンライン化による報告のための体制の整備、業務フローの整理・共有がなされていない。特に中小企業や個人の検査者や所有者については、紙での報告になじみがあり、新たにオンライン化する動機づけが低い場合がある。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和5年度中にオンライン利用率20%とする。 【KPIの定義】 オンライン利用率 = (システム申請件数 + メール申請件数) / (全申請件数)
	アクションプランa	【取組内容】早期に対応可能なオンライン化（電子書面送付システムやメール）による試行を行い、その結果を踏まえ、報告方法及び留意点（電子書面の保存方法や閲覧方法）等について関係団体に通知し、普及啓発を図る。 【取組期限（期間）】令和2年度中に関係団体に通知
	アクションプランb	【取組内容】オンラインによる定期報告が可能である特定行政庁名を国交省HPで定期的に公表し、関係団体に周知することにより、所有者・検査者にオンラインによる定期報告の実施を促す。 【取組期限（期間）】令和3年度～
	アクションプランc	【取組内容】早期に対応可能なオンライン化の活用状況の確認や他のデジタル化手法の活用に向けた条件整理を行うため、所有者・検査者にヒアリングを行い、課題等を把握する。

オンラインプラン を記載		【取組期限（期間）】令和3年度
	アクション プランd	【取組内容】令和3年度から順次開始する早期対応可能なオンライン化の活用状況や課題等を踏まえ、ホームページ（ウェブ）でのフォーム入力を含め、他のデジタル化手法の検討及び必要に応じシステム構築を行う（再掲）。
		【取組期限（期間）】令和4年度～令和6年度

<4-3>

手続名	・構造方法等の認定
各手続の概要	<p>【概要】</p> <p>民間事業者等は、認定を受けようとする構造方法等について、指定性能評価機関による性能評価を受けた後、その性能に関する評価書を添えて、国土交通大臣に構造方法等の認定を申請する。その後、国土交通省での審査を経て、民間事業者等に認定書が交付される。</p>
	<p>【年間手続件数（令和元年度）、オンライン利用率（令和元年度を含む過去5年間）】</p> <p>年間手続き件数：3,452件（令和元年度）</p> <p>オンライン利用率：37.5%（令和元年度）</p> <p>※オンライン申請は令和元年度年から実施しているため、平成30年度以前は実績なし。</p>
オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え	<p>【目標】（目標にするオンライン利用率の定義も明記）</p> <p>オンライン利用率80%（構造方法等の認定）</p> <p><u>オンライン利用率=オンライン申請件数/全申請件数</u></p>

方 (主要な手 続について 目標設定)※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記 載	<b>【取組期間 (達成期限)】</b> 令和 4 年度末	
	<b>【目標・期間設定の考え方】</b> 申請書への押印廃止により、オンライン申請の利便性が向上 (押印文書のスキャンが不要となる等) することから、より一層オンラインによる申請を促進できると考える。一方で、申請者が従来の紙申請ではなく、オンライン申請での手続きに慣れることも必要であることから、取組期間を令和 4 年度までとしている。	
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン①	課題	オンライン申請の利便性向上が必要である。
	中間 KPI	<b>【目標・達成期限】</b> 令和 3 年度末までに、窓口来訪者率を 25% に低減する。
		<b>【KPI の定義】</b> $\text{窓口来訪者率} = (\text{窓口に来訪して申請した件数}) / (\text{全申請件数})$
	アクション プラン a	<b>【取組内容】</b> 省令改正により、申請書 (鑑) への押印を廃止する。
		<b>【取組期限 (期間)】</b> 令和 2 年中
	アクション プラン b	<b>【取組内容】</b> オンライン申請システムに係る申請者への説明会を実施する。
<b>【取組期限 (期間)】</b> 令和 2 年度中		



オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン②	課題	オンライン申請の利便性向上が必要である。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和4年度末までに、手数料のキャッシュレス納付率を25%とする。
		【KPIの定義】 手数料のキャッシュレス納付率 = (キャッシュレスで手数料を納付した申請件数) / (全申請件数)
	アクション プラン a	【取組内容】 手数料のキャッシュレス納付に係る申請者への説明会を実施する。
		【取組期限（期間）】 令和3年度～

## 5. スコアカードの更新頻度と公表方法

- ・スコアカードを1年ごとに更新・公表する。

## 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

- ・特定行政庁、関係団体からなる会議体を設置し、各年度当初に前年度の進捗状況の確認を行う。

## 7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。